

## 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議(令和4年第1回)議事次第

令和4年4月5日(火)  
8時～8時20分  
総理大臣官邸2階大ホール

1. 開会
2. 原油価格・物価高騰等の影響と課題
3. 意見交換
4. 閉会

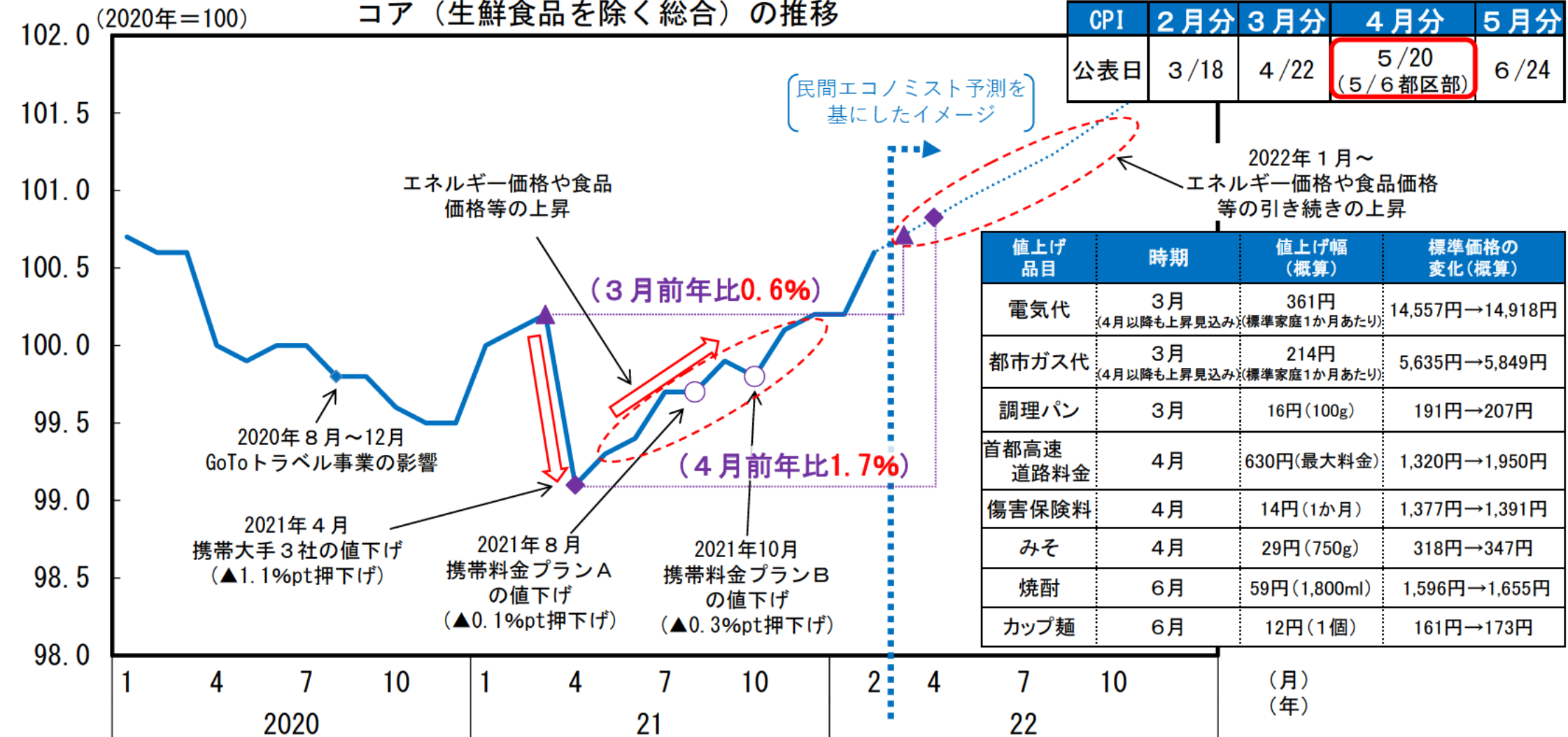
# 原油価格・物価高騰等の 影響と課題

令和4年4月5日

# 物価の動向

- 消費者物価指数は2021年4月以降、原油をはじめとするエネルギー価格や食料品価格等の上昇を背景として、緩やかに上昇。
- 2021年4月は携帯大手3社の新プラン導入に伴う携帯通信料引下げにより、大きく低下。
- 民間エコノミスト予測（3/4～3/11回答）によると、原材料価格の高騰等を受け、2022年中も緩やかな上昇傾向が続く可能性。

コア（生鮮食品を除く総合）の推移

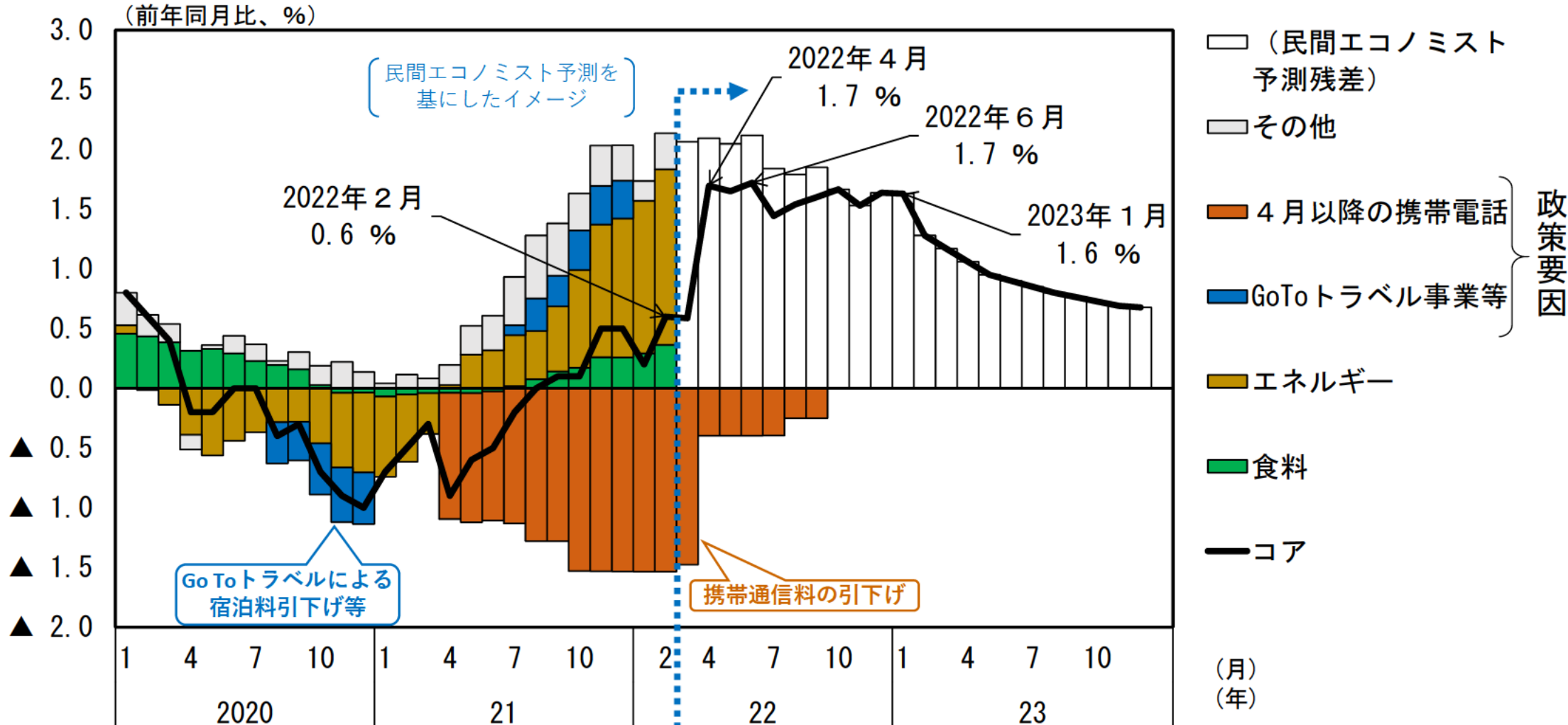


(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」、日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」(3月調査(3/16公表)、回答期間:2022年3月4日～3月11日)により作成。  
2. 消費者物価指数は、固定基準。2022年2月以降の予測値はESPフォーキャスト調査における消費者物価上昇率の予測値(前年比、四半期ベース)を用いて算出。

# 物価の動向

- 消費者物価の前年同月比は、2021年4月以降、携帯通信料引下げによる下押しの影響がある中、食料品やエネルギー価格により上昇傾向。2022年2月は+0.6%。
- 民間予測等に基づいて試算すると、前年4月に始まる携帯通信料引下げの影響が剥落することにより、4月は+1.7%程度へ上昇。

## コア（生鮮食品を除く総合）の前年比の推移

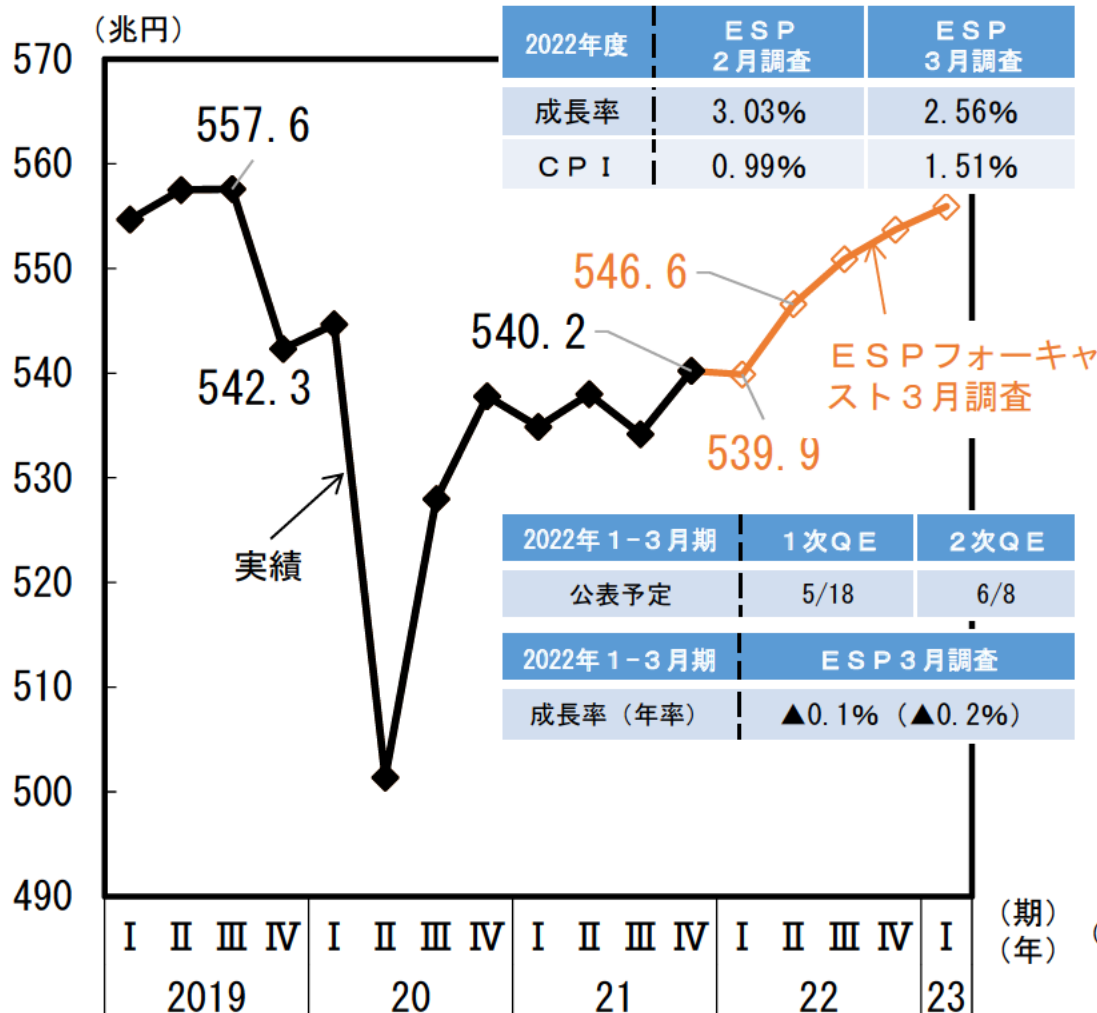


(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」、日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」(3月調査(3/16公表)、回答期間:2022年3月4日~3月11日)により作成。  
 2. 消費者物価指数は、固定基準。政策要因は4月以降の携帯通信料及びGoToトラベルキャンペーン等の影響を合わせた値。2022年2月以降の予測値については、コアをESPフォーキャスト調査における消費者物価上昇率の予測値(前年比、四半期ベース)を用いて延伸し、携帯通信料は2022年2月の水準が横ばいとなると仮定して、民間エコノミスト予測残差をコアと携帯通信料の差分とすることで算出した。

# 民間機関による先行きの見方（22年3月時点）

- **22年1-3月期の実質成長率は、オミクロン株の感染拡大に伴うサービス消費の低迷等により、前期比で小幅なマイナスと見込まれている。**【予測平均：前期比▲0.1%（年率▲0.2%）】
- **4-6月期は、感染が落ち着いて行動制限が緩和される下で回復することが見込まれている。**【予測平均：前期比+1.2%（年率+5.0%）】
- **ウクライナ情勢の影響は、主に4-6月期以降のリスク要因として挙げられており、22年度の成長率は+2.6%と前月調査から0.5%pt程度低下。ただし、現時点では影響の範囲や期間等が不透明とする機関が多い。**

10-12月期2次QE公表後の民間見通し  
(実質、ESPフォーキャスト3月調査)



## ＜ウクライナ情勢による日本経済への影響＞

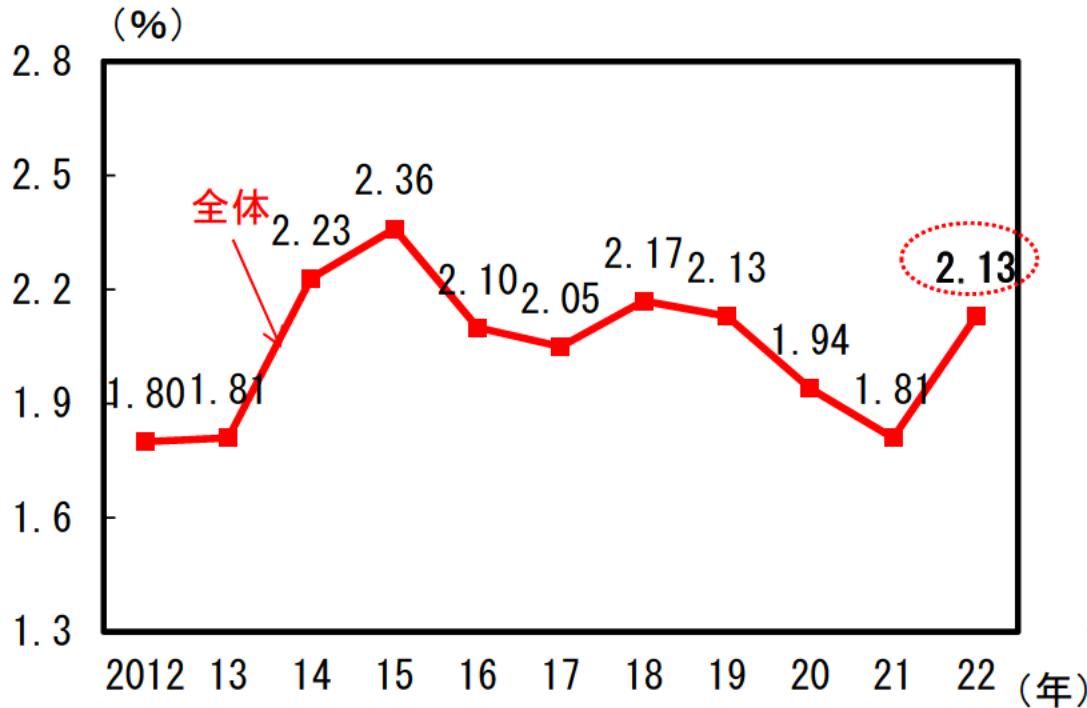
- 対ロシア向けの輸出割合は低く（1.0%）、貿易や金融取引による直接的な影響は限定的。
- 一方で、
  - ①エネルギー・穀物等の価格高騰による、マインドの悪化や実質購買力低下が、民間消費や企業活動を下押し。
  - ②一部資源の供給制約によるサプライチェーン問題。
  - ③不確実性の高まりによる、民間消費の支出抑制や既存の設備投資の先送り。
  - ④株価等の金融資産の価格下落を通じた、逆資産効果による消費の下押し。
  - ⑤欧州を中心とした海外経済の減速による輸出の下押し。
 等の影響が見込まれる。

(備考) 左図の実績は21年10-12月期2次QE（3月9日）、予測は(公社)日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」（3月調査、3月16日公表）の総平均値を基に作成。  
右のボックスは、2次QE公表後に公表された民間機関のレポートを基に作成。

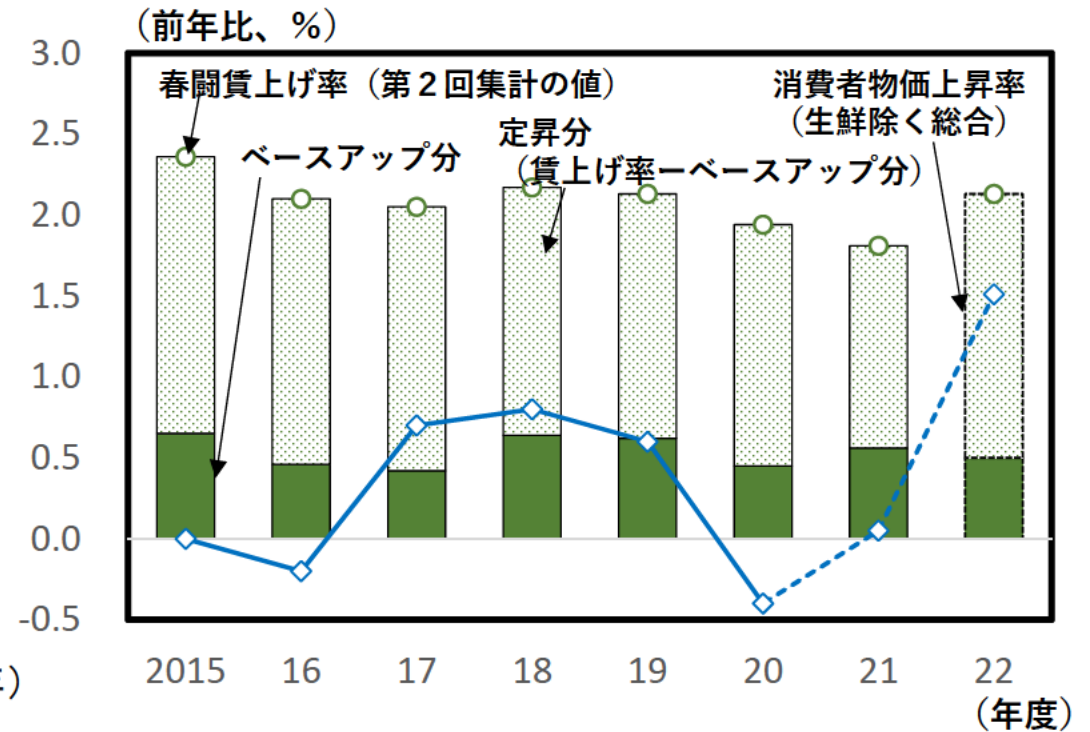
# 賃上げの動向

- 2022年春季労使交渉について、連合の第2回回答集計では、賃上げ率は2.13%（うちベアは0.5%）と昨年（1.81%）を上回る状況。
- 物価上昇の下で、賃上げが実現され、所得が増加し、それが消費に結び付くことが重要。

## 賃上げ率の推移 (連合第2回回答集計結果)



## 賃上げと物価の動向



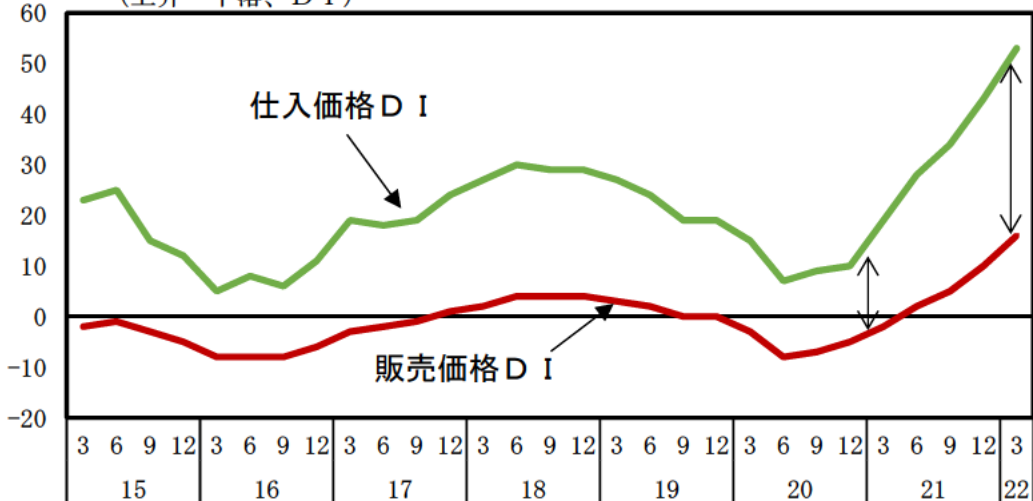
(備考) 1. 日本労働組合総連合会「2022 春季生活闘争 第2回 回答集計結果について」、総務省「消費者物価指数」により作成。  
 2. 右図について、賃上げ率とベースアップ分（賃上げ分）は、集計対象が一致しないが、定昇分は、賃上げ率からベースアップ分を差し引いたもの。  
 3. 2021、2022年度の消費者物価（生鮮除く総合）の伸び率は、民間機関の予測による（ESPフォーキャスト3/16）。

# 企業の業況

- 企業の仕入・販売価格D Iは共に2021年以降上昇傾向にあるが、仕入価格と比べ販売価格の上昇は緩やか。
- 中小企業の資金繰り状況については、これまでの改善傾向に反転の兆し。

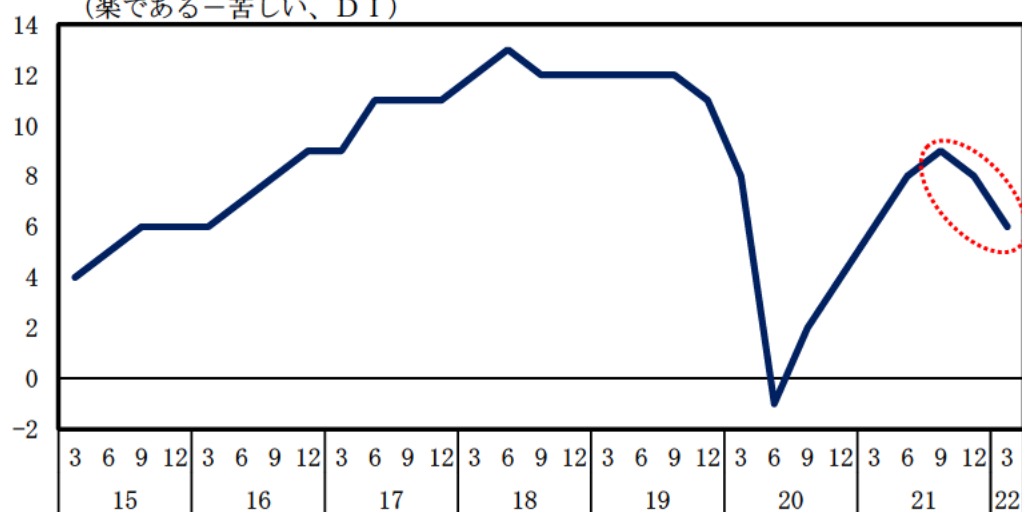
### 仕入・販売価格D I 推移

(上昇-下落、D I)

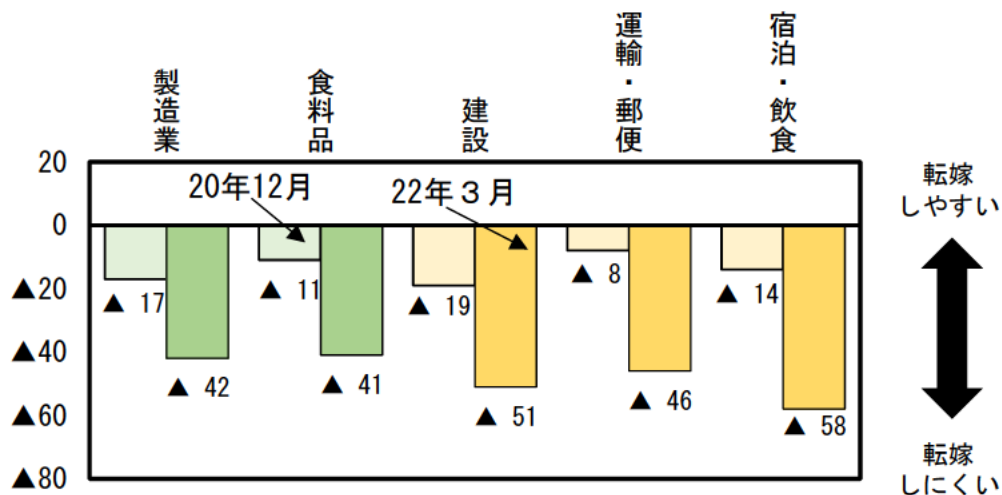


### 中小企業の資金繰りD I

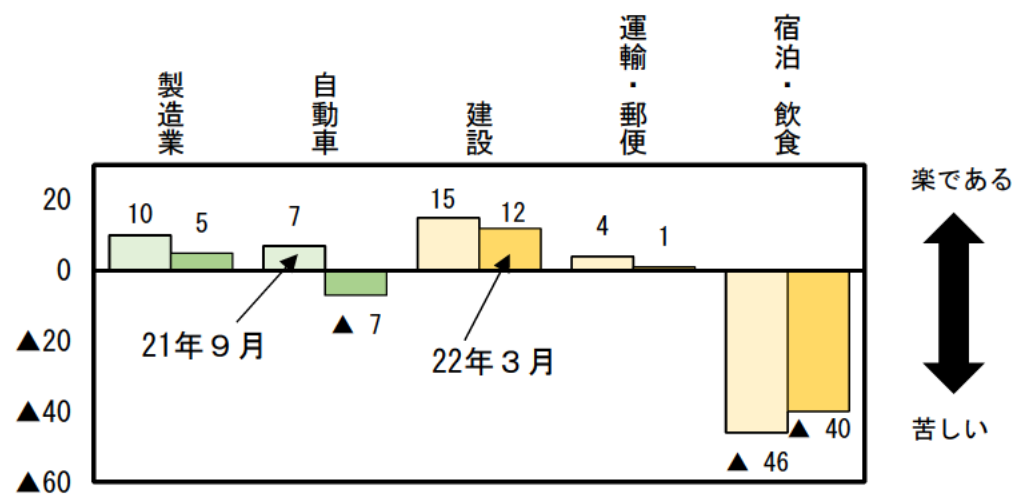
(楽である-苦しい、D I)



### 販売価格D I と仕入価格D I の差



### 直近の山 (2021年9月) からの変化



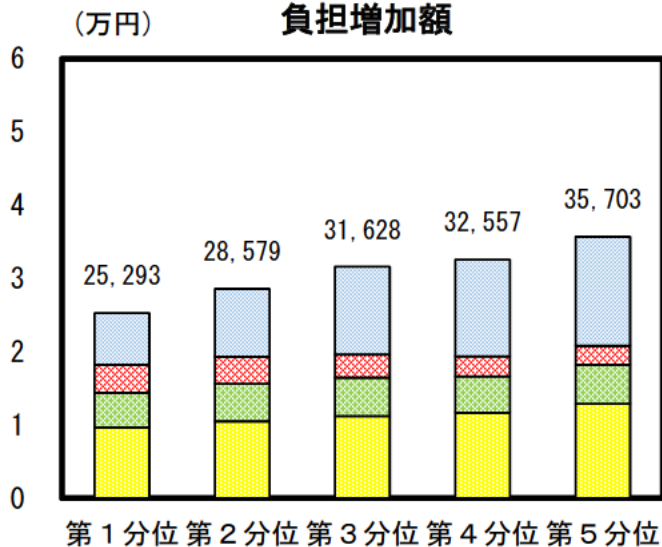
- (備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。  
 2. 左上・左下図は全規模、右上・右下図は中小企業。右上・左上図については全産業の値。  
 3. 左下図は全国企業短期経済観測調査の販売価格D Iから仕入価格D Iを引いた値 (価格転嫁度合)。

# コロナ前（2019年平均）からの価格上昇に伴うエネルギー負担の増加

○物価上昇に伴うエネルギー負担の増加は、特に、低所得世帯、高齢世帯、寒冷地域に居住する世帯において、その影響がより大きい。

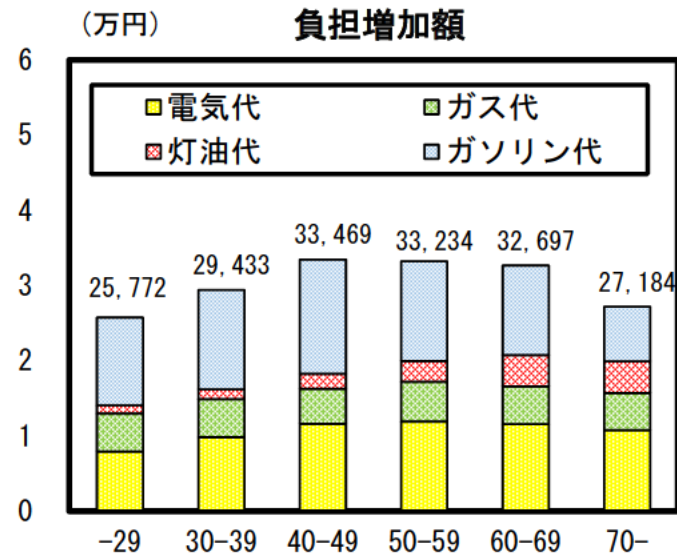
<所得階層別>

負担増加額



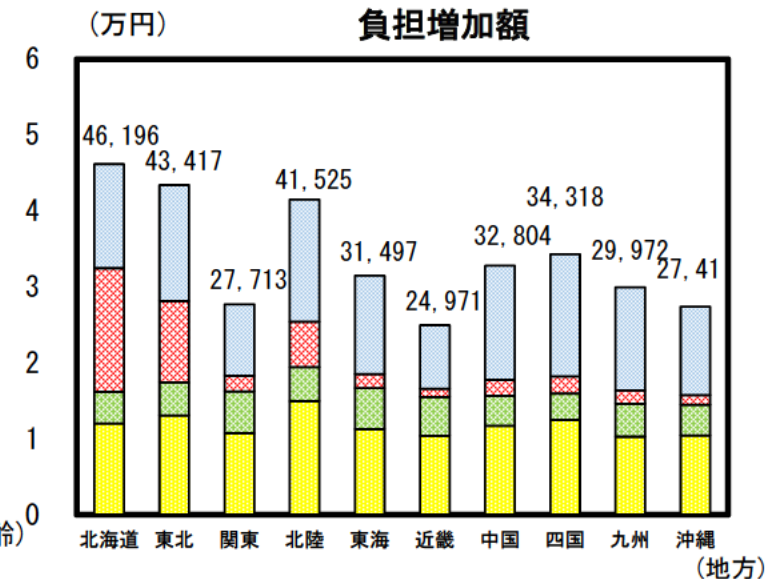
<年齢階層別>

負担増加額

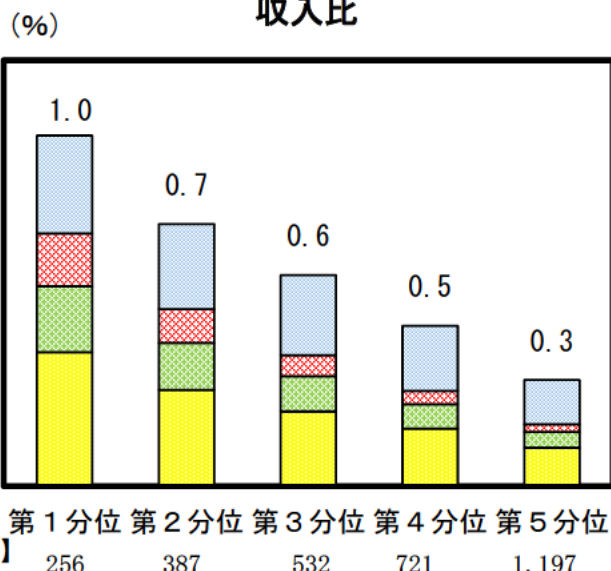


<地域別>

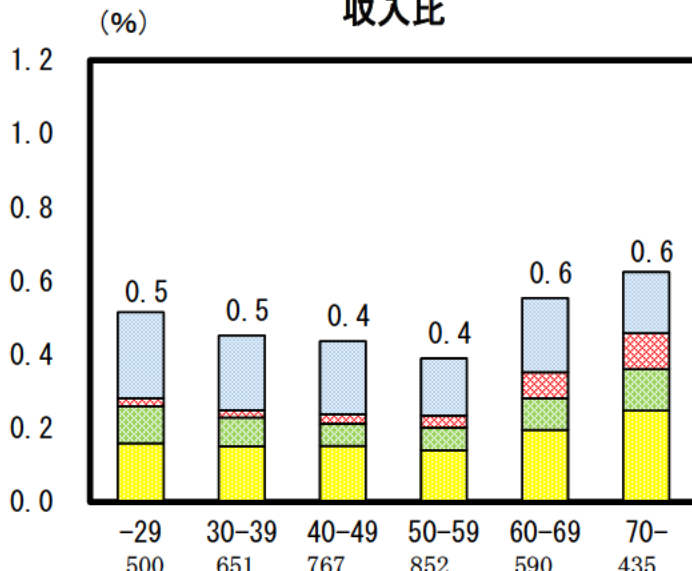
負担増加額



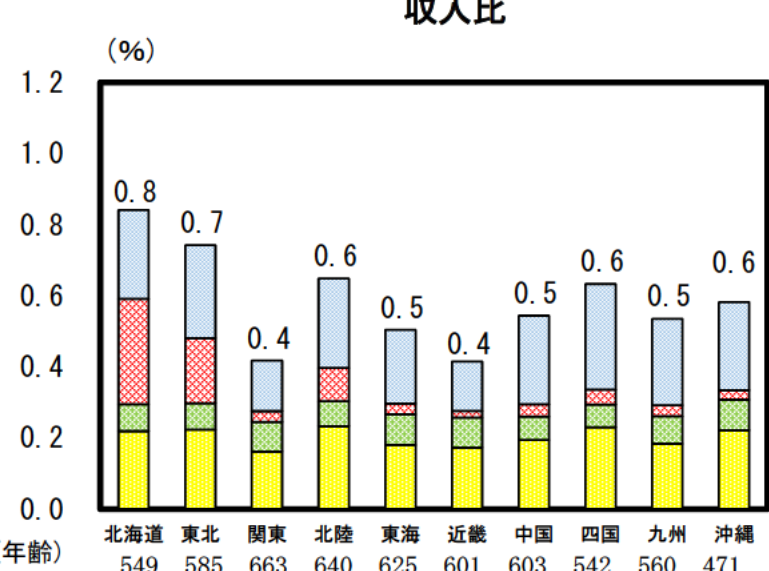
収入比



収入比



収入比



【収入額】 (万円) 256 387 532 721 1,197

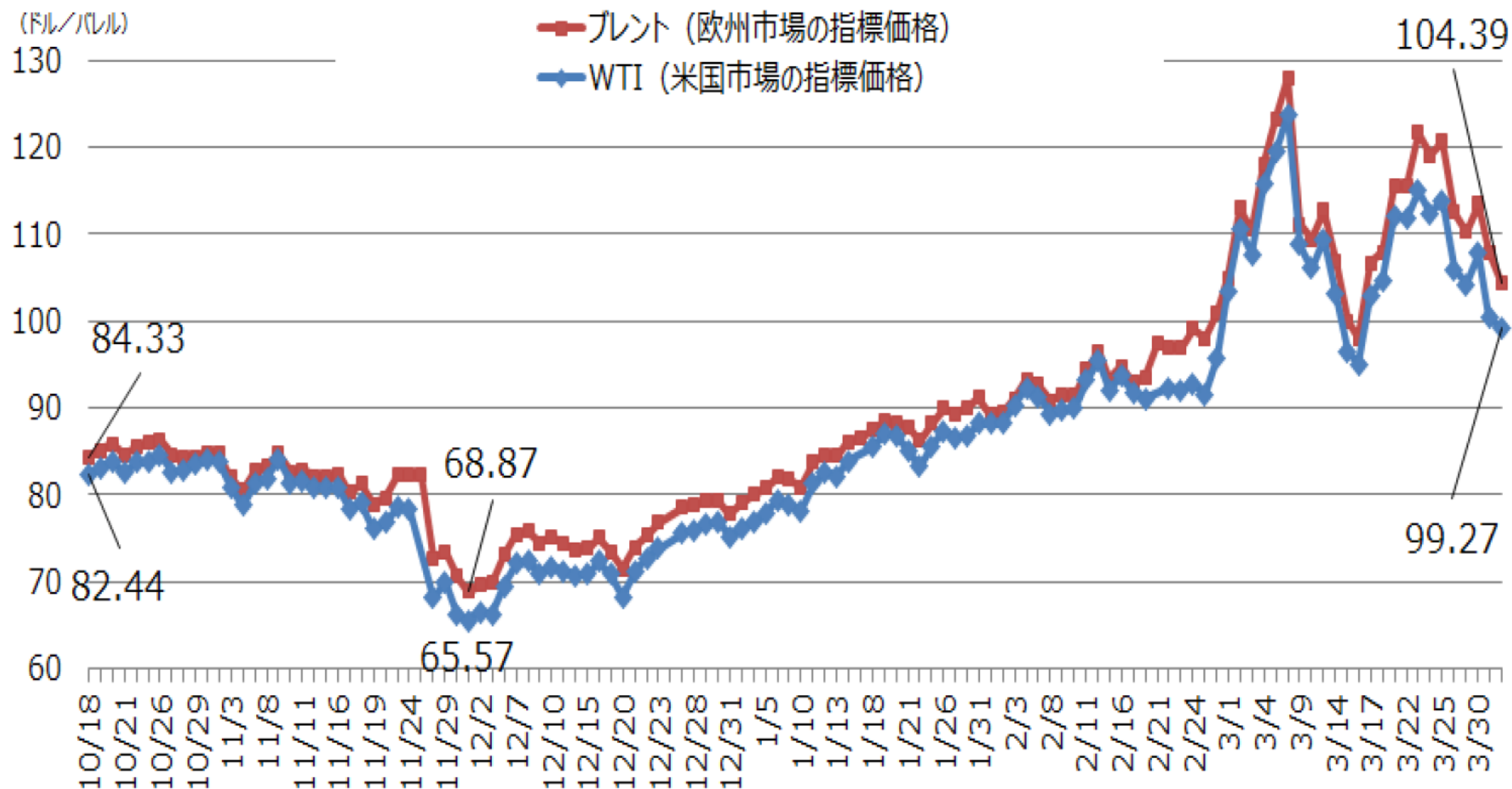
(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」、「家計調査」により作成。2019年の消費実額をベースに2019年平均から2022年2月への物価上昇による負担増加分を推計。  
 2. 各費目の2019年平均から同月までの価格の上昇率は、電気代8.6%、ガス代8.5%、灯油代22.5%、ガソリン代17.3%。  
 3. いずれも二人以上の世帯。収入比の分母となる平均年間収入（各下図に付記。万円）は2019年値。



# 最近の原油価格動向

- 3月7日には一時的に130ドルを突破。その後、現在は100ドル/バレル付近を推移。
- OPECプラス閣僚会合の増産ペース（毎月、日量40万バレルを増産）は維持
- ロシア・ウクライナの和平交渉の動向や中国等の需要の動向を注視する必要あり。

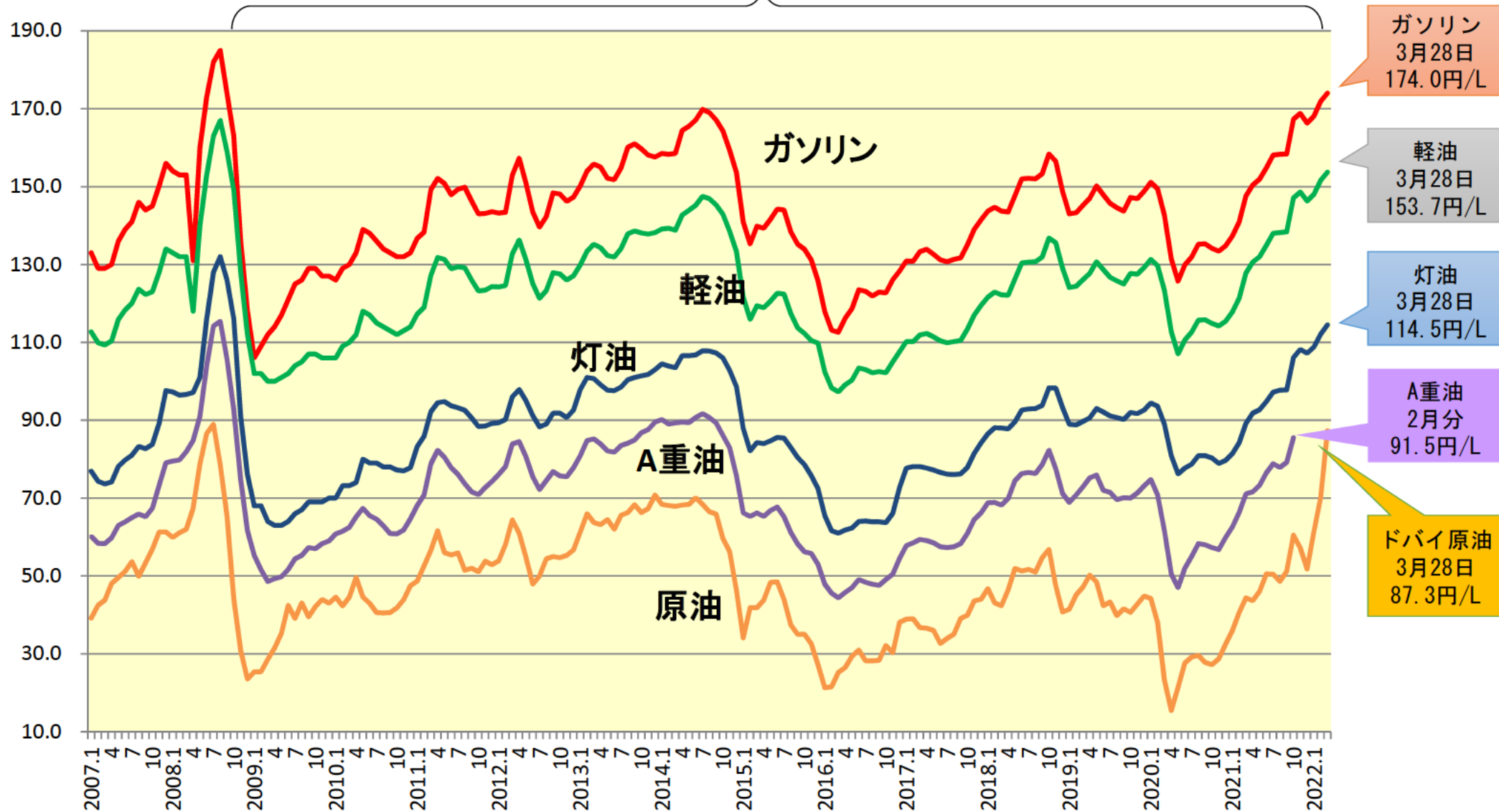
## 昨年後半からの原油価格の動向



# (参考) ガソリンなどの価格推移

※A重油の価格は、大型ローリー(8KL以上)の  
納入価格(税抜き)で1か月毎の更新。

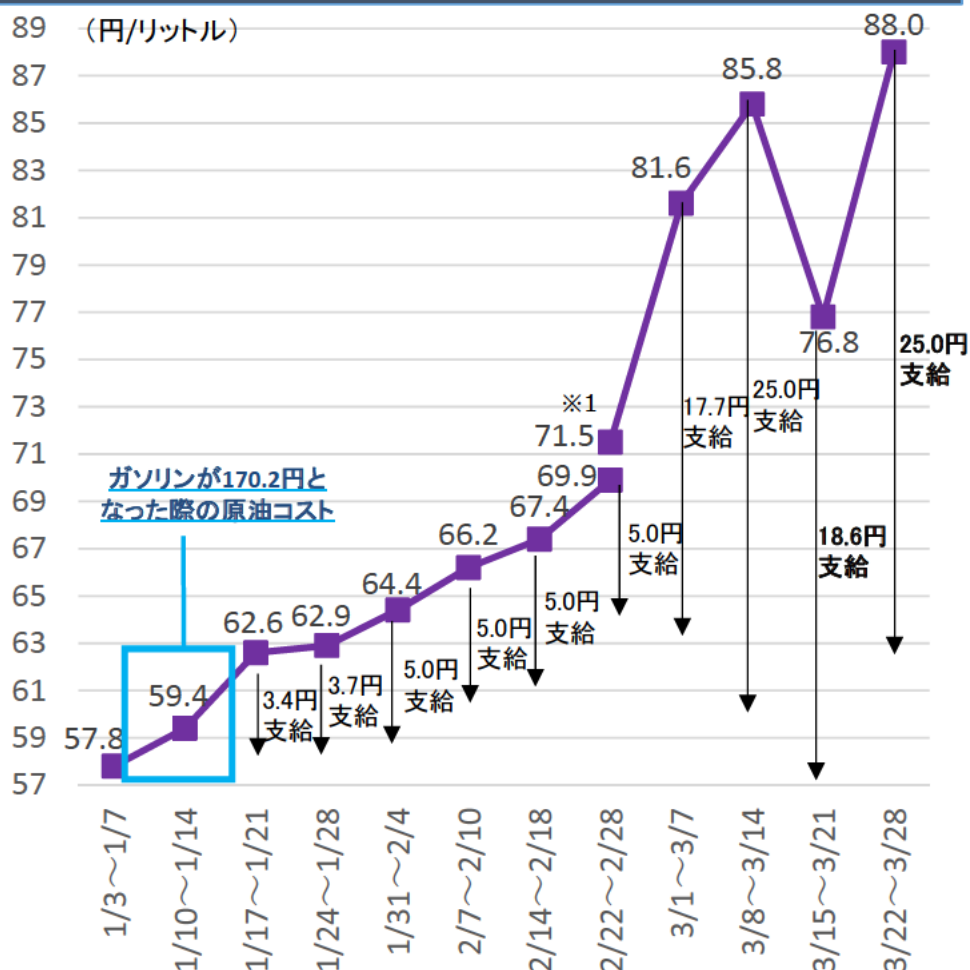
## 170円を超え、2008年9月以来の13年ぶりの高値水準



# ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果

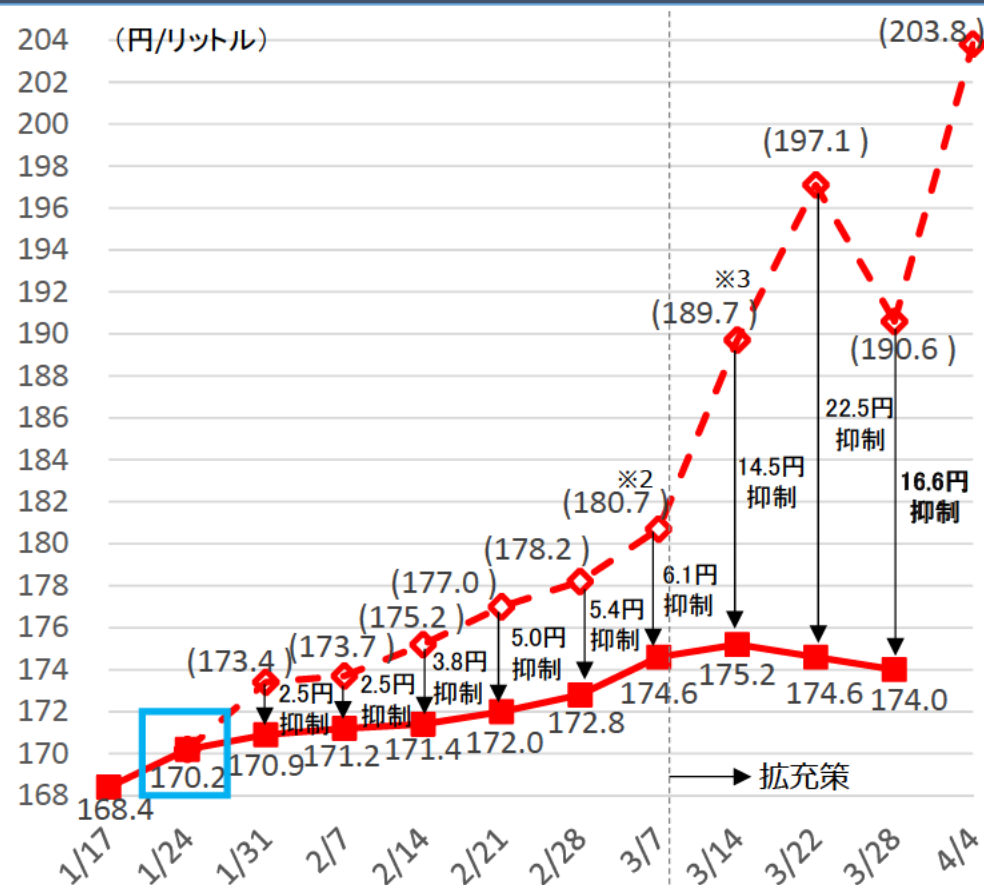
- 直近の原油価格の上昇分から、3月28日のガソリン全国平均価格は190.6円となると予測されていたが、激変緩和事業の発動により「▲16.6円」と抑制され、174.0円（前週比-0.6円）となった。
- 4月4日（月）のガソリン全国平均価格は、直近の原油価格の変動分（+11.2円）から、203.8円と予測されるため、急激な価格上昇を抑制するよう、31日（木）以降の支給額は、**上限額25.0円**とする。

## 円建てドバイ原油価格（週平均）



※1：拡充策に伴い2/22の週分から円建てドバイ原油価格の週平均を月～金から火～月に変更

## レギュラーガソリン・全国平均価格



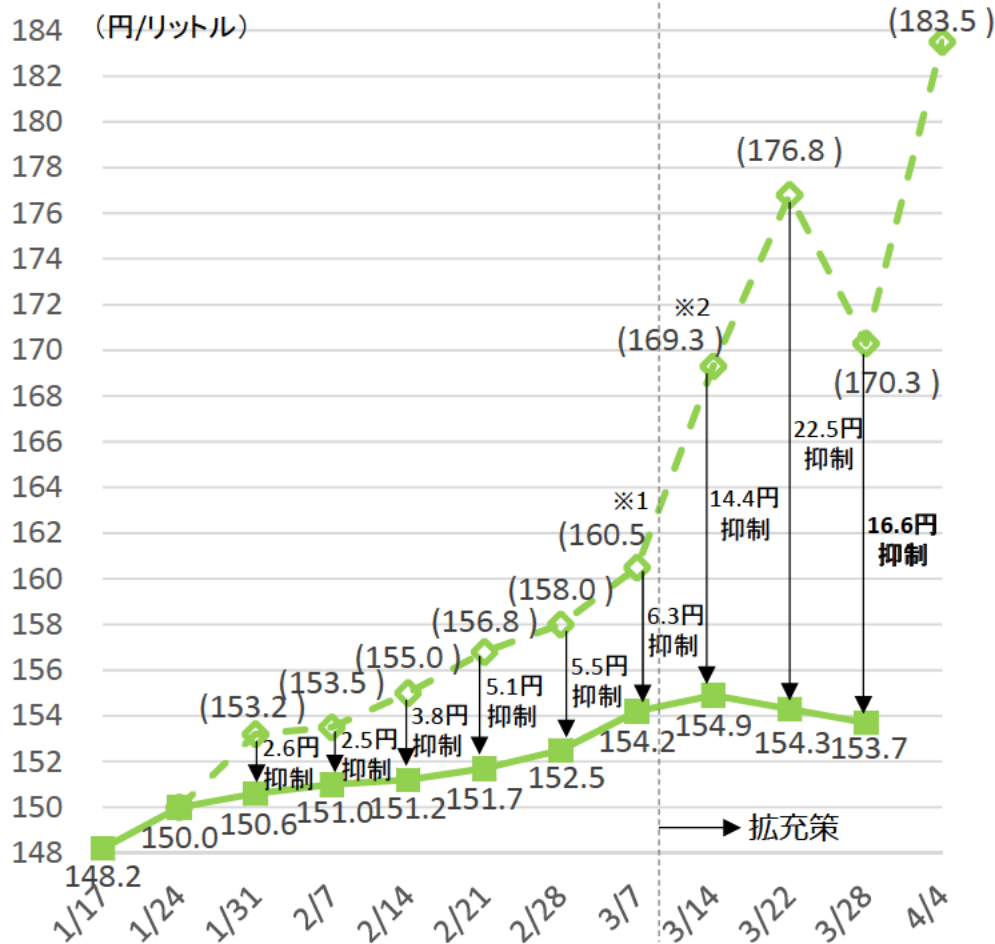
※2：1/31～3/7の予測価格の算出方法は、  
(1/24の価格調査結果) + (原油価格変動分を累積したもの)

※3：3/14以降の予測価格の算出方法は、拡充策に伴い  
(毎週の価格調査結果) + (前週の支給額) + (原油価格の変動分)

# 軽油・灯油の全国平均価格への激変緩和事業の効果

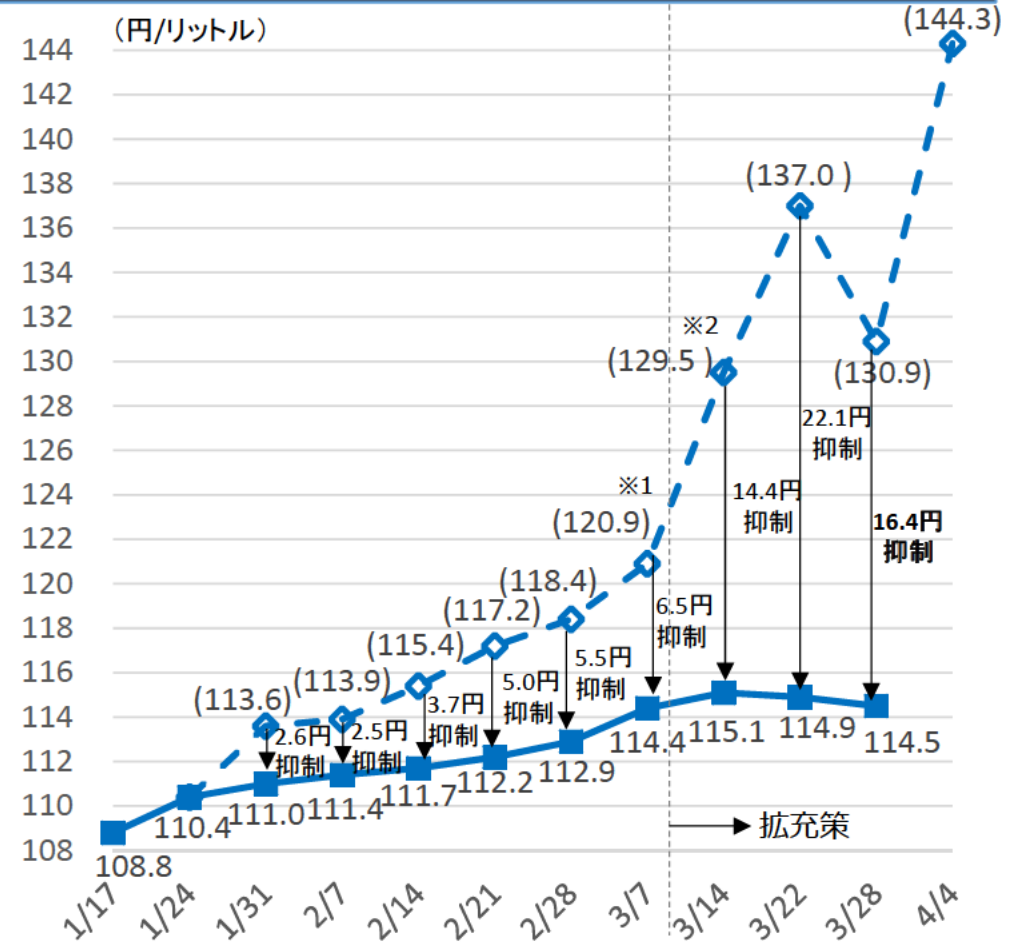
- 直近の原油価格の上昇分から、3月28日の軽油の全国平均価格は170.3円、灯油の全国平均価格は130.9円となると予測されていたが、激変緩和事業の発動により**軽油は「▲16.6円」、灯油は「▲16.4円」と抑制され、軽油153.7円（前週比-0.6円）、灯油114.5円（前週比-0.4円）となった。**

## 軽油・全国平均価格



- ※1：1/31～3/7の予測価格の算出方法は、  
(1/24の価格調査結果) + (原油価格変動分を累積したもの)
- ※2：3/14以降の予測価格の算出方法は、拡充策に伴い  
(毎週の価格調査結果) + (前週の支給額) + (原油価格の変動分)

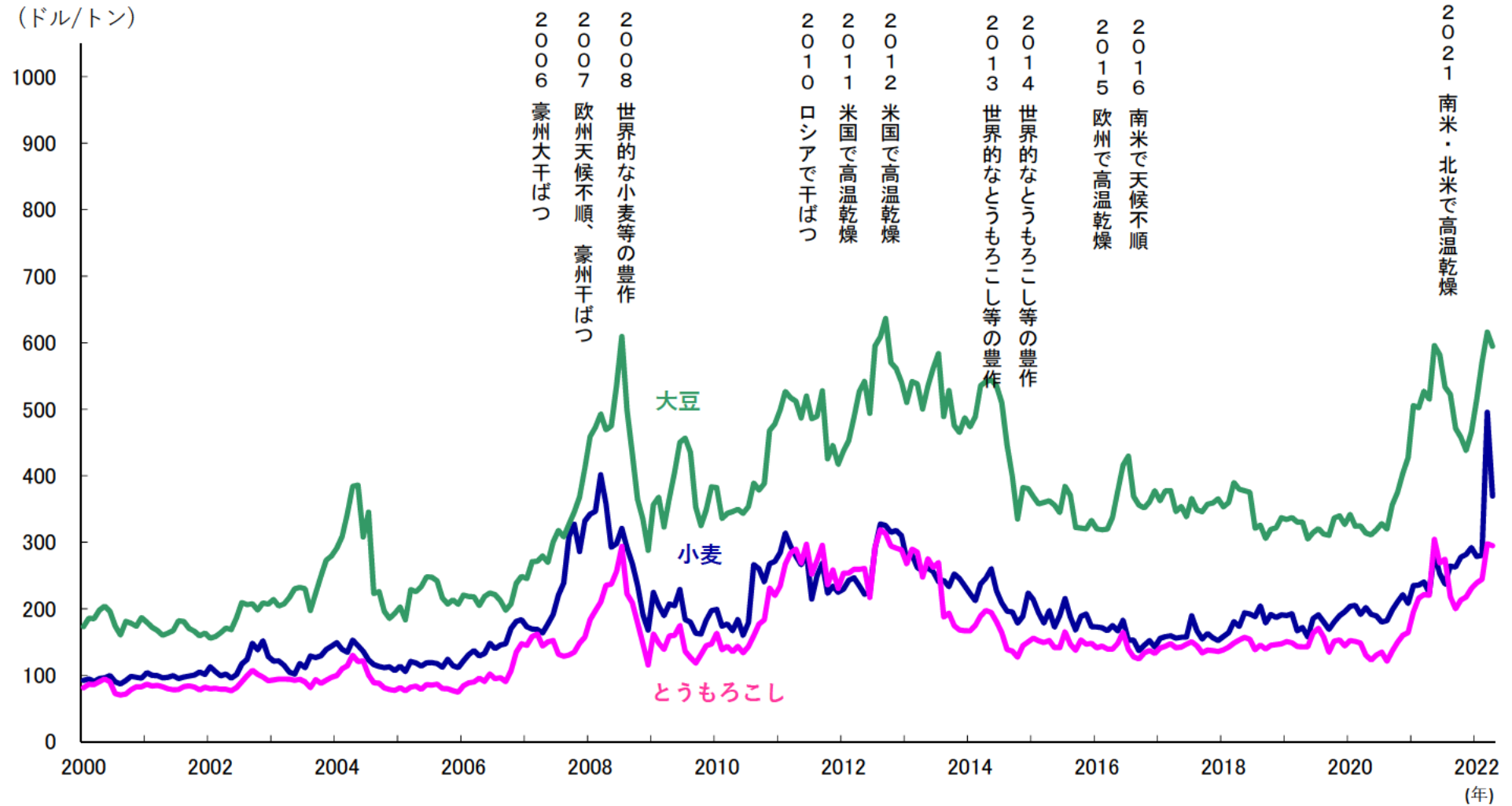
## 灯油・全国平均価格



- ※1：1/31～3/7の予測価格の算出方法は、  
(1/24の価格調査結果) + (原油価格変動分を累積したもの)
- ※2：3/14以降の予測価格の算出方法は、拡充策に伴い  
(毎週の価格調査結果) + (前週の支給額) + (原油価格の変動分)

# 穀物等の国際価格の動向(ドル/トン)

## □ 穀物等の国際価格の動向



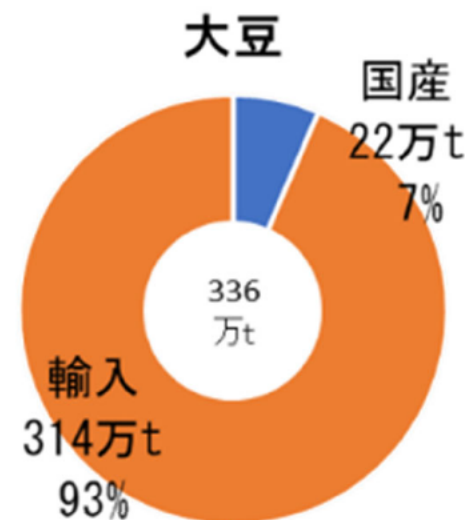
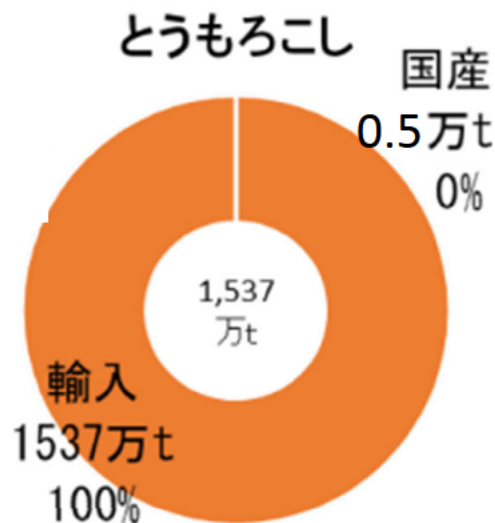
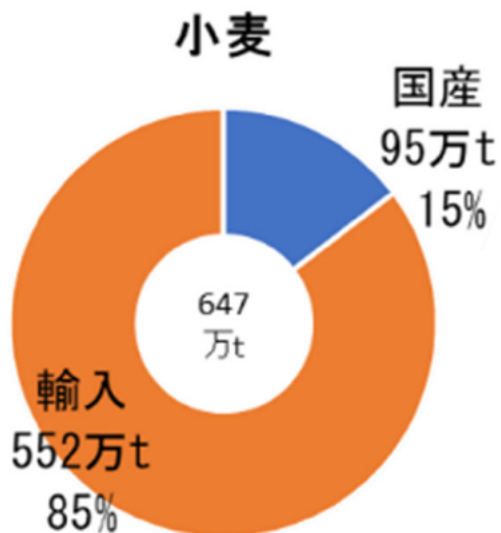
注1：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格(セツルメント)である。

注2：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

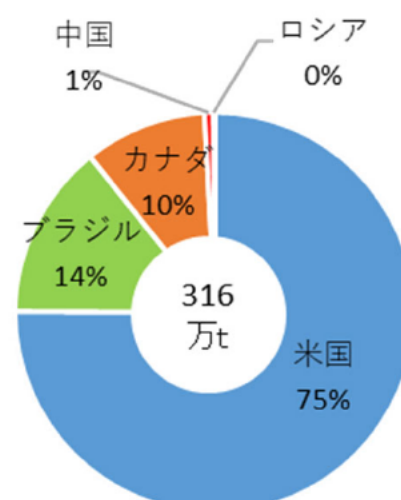
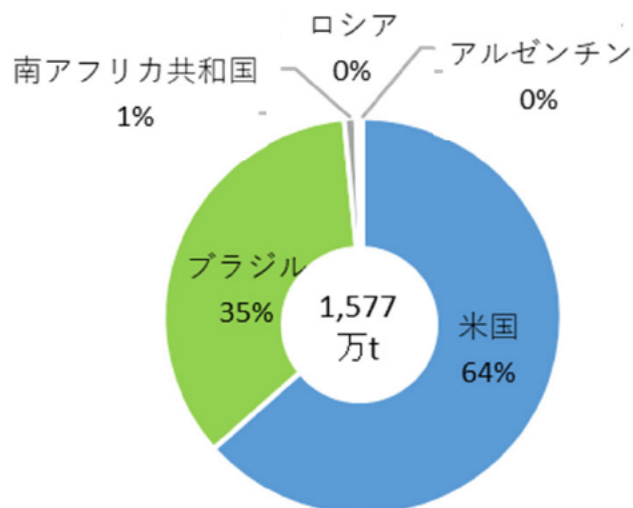
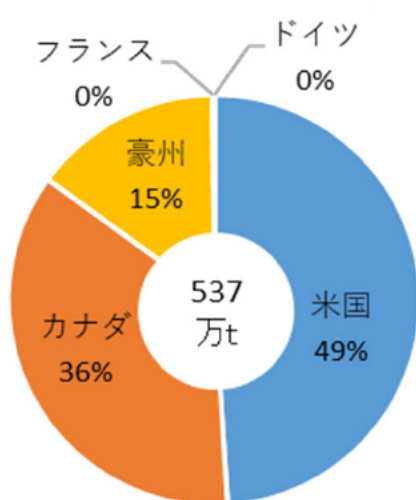
# 我が国の主要穀物等の安定的な輸入

○ 国内生産では国内需要を満たすことができない品目は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入を通じて、国内への安定供給を図っている。

国内消費(令和2年度)



輸入内訳(2020年)



注1：国内消費は、農林水産省「食料需給表」（令和2年度）、国産とうもろこし（飼料用のみ）の値は農林水産省調べ（令和2年度）。

輸入内訳は、財務省「貿易統計」（2020年）を基に農林水産省にて作成。

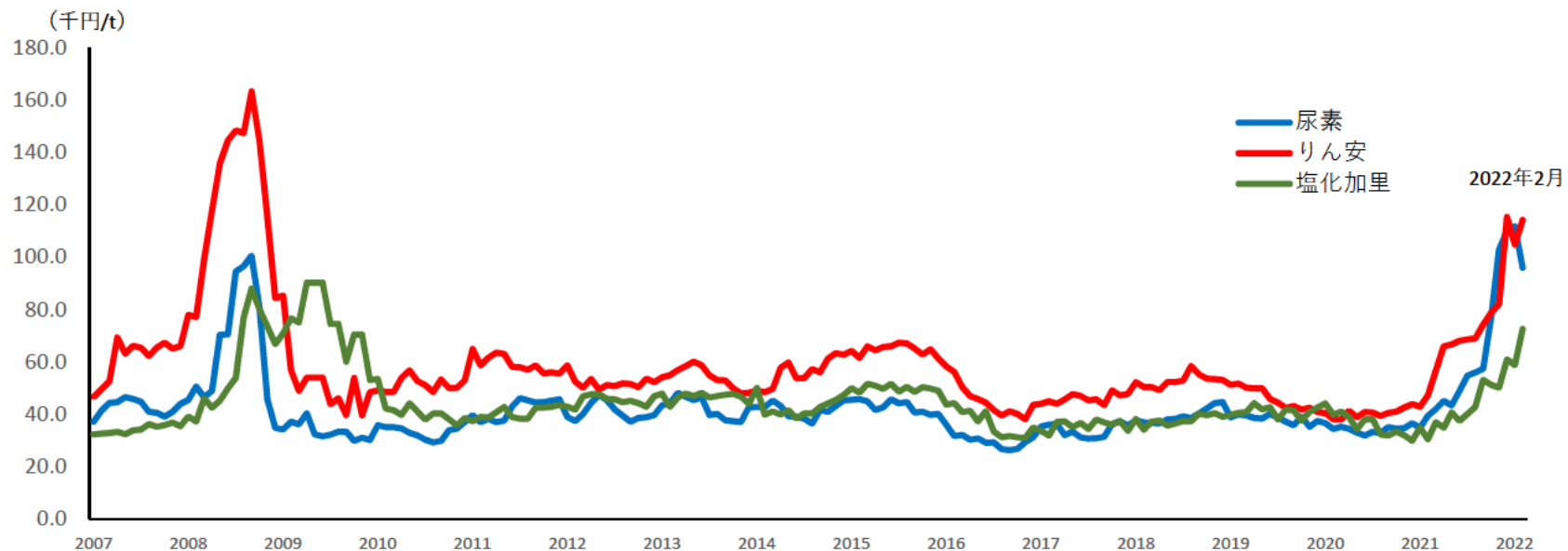
注2：単純化のため輸出、在庫分は捨象し、国内消費＝国内生産＋輸入と仮定。

注3：国内消費における国産、輸入については、食料自給率算定方法に従い、加工品も原料換算して含めた（例：ビスケットに含まれる小麦分を小麦としてカウント）値としている一方、輸入内訳については、加工品の原料分は含まない値である。

## (参考)肥料原料の価格の動向

- 穀物需要の増加や原油・天然ガスなどエネルギー価格の上昇等に伴い、**化学肥料原料の国際価格が高騰**している。
- こうした中、中国において、中央政府が国内価格の安定のために**尿素、りん安等の輸出検査の厳格化を指示**。輸出検査の厳格化の運用が開始された昨年10月15日以降、中国からの肥料原料の輸入が停滞。
- これを受け、肥料原料の調達を担う全農・総合商社を農林水産省に集め、情勢の共有とともに、代替国からの協調買入を要請。現在、**全農等においてモロッコ等の代替国からの買入れが進められており、本年の春用肥料については、例年並みに近い供給量が確保**できる見込み。
- また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入している**塩化加里**についても、**本年の春用肥料は、カナダ等から既に例年並みに近い供給量を確保**。

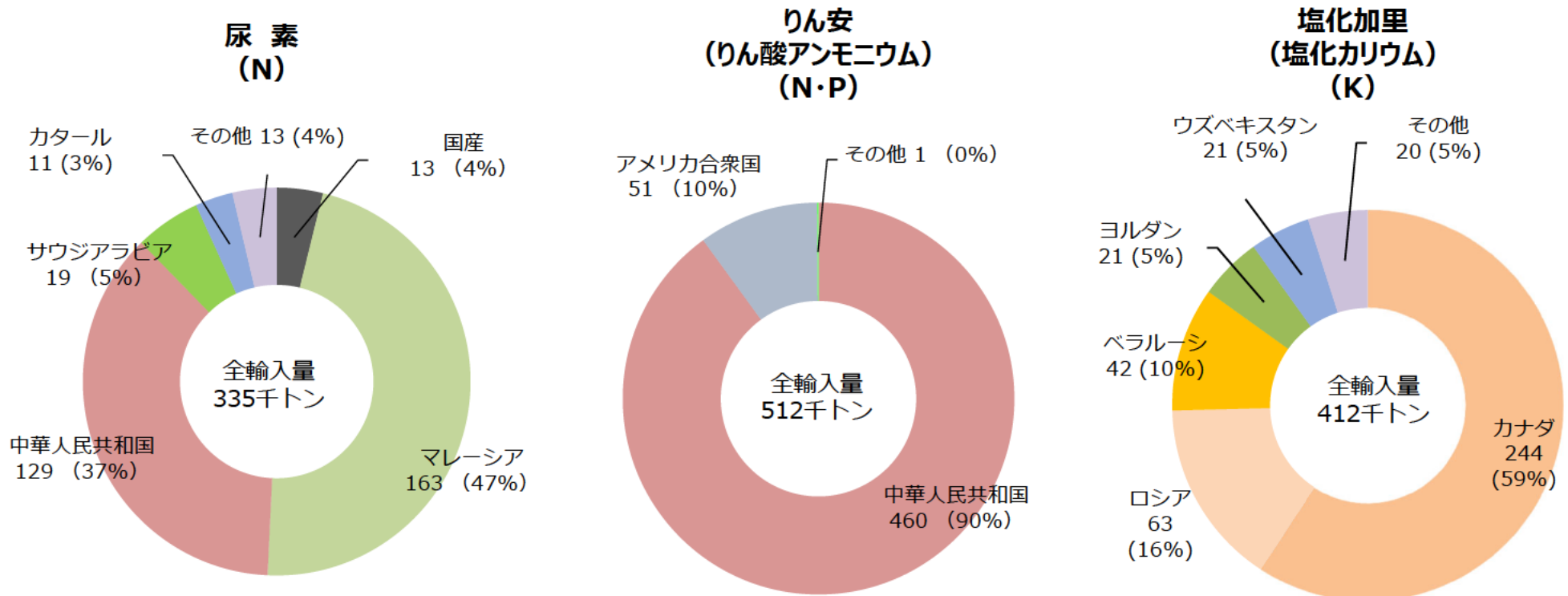
### ○ 肥料原料の輸入価格の推移



※ 農林水産省調べ  
財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。  
ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

# (参考)我が国の肥料原料の輸入状況

- 肥料の三要素は、**窒素 (N) ・りん酸 (P) ・加里 (K)**。これらは農産物の生育には不可欠な要素であり、肥料として農地に施用される。
- 肥料原料としては、**窒素 (N) は尿素とりん安、りん酸 (P) はりん安、加里 (K) は塩化加里**が使用される。これらは、原油や天然ガス、りん鉱石、加里鉱石といった天然資源を原材料として製造される。
- これらの天然資源が特定の地域に偏在していること等から、**尿素・りん安・塩化加里のいずれも輸入に依存しており**、このうち、尿素とりん安については、安価な産出国である中国への依存度が高い。



※ 資料：財務省「貿易統計」等を基に作成（令和2年7月～令和3年6月）



## 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議の開催について

〔令和4年4月4日  
内閣総理大臣決裁〕

- 1 ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。なお、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣官房長官
構成員	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	孤独・孤立対策担当大臣
	経済安全保障担当大臣
	内閣府特命担当大臣（地方創生）
	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
	総務大臣
	法務大臣
	外務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
環境大臣	

- 3 会議の庶務は、内閣府等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。